

○みなかみ町重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第77号

(目的)

第1条 重度障害者日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、みなかみ町とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1（重度障害者）、別表第2（重度障害児）及び別表第3（難病患者等）の「種目」欄に掲げる用具とする。また、対象者は町内に住所を有する同表の「対象者」の欄に掲げる身体障害児者、知的障害児者、精神障害者及び難病患者等とし、原則として在宅の障害者とする。

2 給付する用具を具体的に決定するに当たっては、「消費税法施行令第14の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」（平成3年厚生省告示第130号）及び「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知）も参考とする。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

(平25告示11・平28告示40・一部改正)

(給付の申請)

第4条 町長は用具の給付を希望する対象者又はその保護者に対し、日常生活用具給付申請書（様式第1号）を提出させるものとする。なお、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付希望者は、申請書の提出時に必ず工事図面と改修工事見積書を添付するものとする。

(平19告示73・一部改正)

(給付の決定)

第5条 町長は、申請書を受理した場合には、当該対象者の身体の状況・介護の状況・家庭の経済状況等を実地に調査し、すみやかに調査書（様式第2号）を作成するものとする。

2 町長は、内容を審査のうえ、用具の給付の可否を決定するものとする。用具の給付を

決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号）を、その申請を却下することを決定した場合には却下決定通知書（様式第5号）をそれぞれ申請者に対し交付するものとする。

3 町長は、用具の給付を決定した場合には、給付対象者に対して本制度の趣旨・給付の条件等を説明するものとする。また、第6条第1項で規定する業者が当該給付対象者に用具を納品した時（住宅改修費の給付の場合には、住宅の改修工事が完了した時）にはその検収（確認）を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされているか等について家庭訪問等により指導の万全を期するものとする。

4 町長は、給付の判断が困難な場合は、心身障害者福祉センター所長又は児童相談所長に助言を求めるものとする。

（平19告示73・一部改正）

（用具の給付）

第6条 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作若しくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 町長は、業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう諸条件を十分勘案のうえ決定するものとする。

3 点字図書の給付にあたっては、別紙1「点字図書給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。

4 住宅改修費の給付については、別紙2「住宅改修費給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。

5 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等を活用することができるものとする。

（費用の負担及び請求）

第7条 町長は、用具の給付を受けようとする者又はこれを扶養する者に対し、用具の購入及び改修工事に要する費用の一部を負担させることができる。この場合、負担させる費用を用具を給付する業者に対し直接支払わせることができる。負担させる額の基準については、別表第4のとおりとする。

2 用具を給付した業者が町長に請求できる額は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が負担する額を控除した額とする。

3 用具の給付の対象者又はこれを扶養する者が業者から用具の給付を受ける場合及び前項による費用の請求は日常生活用具給付券を添付するものとする。

4 点字図書の給付による費用の負担については、別紙1「点字図書給付事業実施要綱」によるものとする。

（平25告示11・一部改正）

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に違反した場合には、町長は、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(平19告示73・全改)

(台帳の整備)

第9条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳(様式第6号)及び住宅改修費給付台帳(様式第7号)を整備しておかなければならない。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年6月22日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月29日告示第77号)

この告示は、公布の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日告示第11号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日告示第37号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日告示第40号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年3月20日告示第36号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係) 重度障害者(身体・知的及び精神)日常生活用具の種目等

(令5告示36・一部改正)

区分	種目	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上(寝返りや起き上がりが困難な者に限る。)	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの	8年

支援 用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級 (寝返りや起き上がりが困難 な者に限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による 汚染又は損耗を防止できる機 能を有するもの	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級 (寝返りや起き上がりが困難 な者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもの で、障害者又は介助者が容易 に使用し得るもの	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以 上(入浴に当たって、家族等 の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままり フト装置により入浴させるも の	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以 上(下着交換等に当たって、 家族等の介助を要する者に限 る。)	介助者が障害者の体位を変換 させるのに容易に使用し得る もの	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以 上(移乗又は移動若しくは立 ち上がりが困難な者に限る。)	介助者が重度身体障害者を移 動させるにあたって、容易に 使用し得るもの。ただし、天 井走行型その他住宅改造を伴 うものを除く。	4年
自立 生活 支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であっ て、入浴に介助を必要とする 者	入浴時の移動、座位保持、浴 槽への入水等を補助でき、障 害者又は介助者が容易に使用 し得るもの。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴うものを 除く。	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以 上	手すり付きのもの ただし、取替えに当たり住宅 改修を伴うものを除く。	8年
	T字状・棒状の つえ	平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能障害	平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能障害者の歩行を補助し 得るもの(付属品として、夜 光材を含む。外装に白色又は 黄色ラッカーを使用すること ができる。)	3年
	移動・移乗支援 用具	平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能に障害を有し、家庭内	おおむね次のような性能を有 する手すり、スロープ等であ	8年

	の移動等において介助を必要とする者	ること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者・精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
特殊便器	上肢障害2級以上及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者 (排便後の処理が困難な者に限る。)	温水温風を出しうるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者、知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者及び障害等級1級の精神障害者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の	8年

			接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	
	電磁調理器	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	10年
在宅療養等支援具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害3級以上の身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年

	盲人用体重計	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年
支援用具	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	8年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障害者又は視覚障害２級以上の者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年
	点字器	視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの（付属品として、点筆を含む。）	7年 （標準型） 5年 （携帯用）
	点字タイプライター	視覚障害２級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの 又は、 ②音声等により操作ボタンが	6年

		知覚又は認識でき、かつ DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用 活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいのもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年
盲人用時計	視覚障害２級以上。なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段等として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用しうるもの	6年
人工喉頭	音声機能障害者であって、喉	（笛式）呼気によりゴム等の	4年

		頭を摘出した者	膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。(付属品として、気管カニューレを含む。) (電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	(笛式) 5年 (電動式)
	人工内耳用イヤーマールド	人工内耳を装着している聴覚障害者	聴覚障害者が容易に使用し得るもの	1年
	人工内耳用体外装置	人工内耳を装着し、現に使用している体外装置が装用後5年を経過している聴覚障害者(ただし、医療保険、動産保険その他の制度で助成の対象となる者は除く。)	音声信号処理装置などの外部装置で容易に使用し得るもの	5年
	人工内耳音声処理装置用電池	人工内耳を装着している聴覚障害者	人工内耳音声信号処理装置用のボタン電池等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、ボタン電池の給付と充電電池の給付は併給できないものとする。 (1) ボタン電池 (2) 充電電池 (3) 充電器	(1) — (2) 1年 (3) 3年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう機能障害者又は直腸機能障害者でストーマを造設した者	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストーマ用品(皮膚保護ペーパースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等)及び洗腸用具	— (洗腸用具は6ヶ月)
	収尿器	高度の排尿機能障害者	脊髄損傷等により排尿障害	6ヶ月

			(特に失禁のある場合など) のある場合に使用されるもの	
住宅 改修 費	居室生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者（排便後の処理が困難な者に限る。））	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

(注)

- 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。
- 2 ストーマ装具の例外として、次の者を対象に、紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）を支給することができるものとする。
 - ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの
 - ② 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの

別表第2（第3条関係） 重度障害児（身体及び知的）日常生活用具の種目等
（令5告示36・一部改正）

区分	種目	対象者	性能	耐用年数
介 護・ 訓練 支援 用具	特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び下肢又は体幹機能障害	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年

		2級以上で、それぞれ原則として3歳以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）		
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級であって、原則として学齢児以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に介助を要する者で、原則として学齢児以上の者	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に当たって家族等の介助を要する者で、原則として学齢児以上の者	介助者が障害児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者（移乗又は移動若しくは立ち上がりが困難な者に限る。）	介助者が重度身体障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として3歳以上の者	座位の保持を可能とする機能を有し、付属のテーブルを付けて食事の訓練ができるもの等	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを	8年

		除く。	
便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上の者	手すり付きのもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児の歩行を補助し得るもの（付属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。）	3 年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として 3 歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がりの動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3 年
特殊便器	児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び上肢障害 2 級以上であって、それぞれ原則として学齢児以上の者（排便後の処理が	温水温風を出し得るもので、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年

		困難な者に限る。)		
	火災警報器	児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害２級以上であつて、それぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難な者 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年
	電磁調理器	視覚障害２級以上の児童及び児童相談所において知的障害児として判定された障害の程度が重度又は最重度であつて、原則として中学生以上の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害児が容易に使用しうるもの	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害２級以上であつて原則として学齡児以上の者	視覚障害児が容易に使用しうるもの	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級以上であつて、原則として学齡児以上の者 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	10年
在宅 療養 等支 援用 具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児であつて必要と認められる者	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸	呼吸器機能障害３級以上又は	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年

	引器	同程度の身体障害児であって必要と認められる者	用し得るもの	
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害3級以上の身体障害児であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	10年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害児が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通支援	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	5年
用具	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	障害児向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	8年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の障害児又は視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年
	点字器	視覚障害児であって、原則として学齢児以上の者	視覚障害児が容易に使用し得るもの（付属品として、点筆を含む。）	7年 (標準型) 5年 (携帯)

			用)
点字タイプライター	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者	容易に操作ができるもの	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの 又は、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいのもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年
盲人用時計	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者。 なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害児が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用	聴覚障害児又は発声・発語に	一般の電話機に接続し得るも	5年

通信装置	著しい障害を有する児童であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	ので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であつて、障害児が容易に使用し得るもの	
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害児であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用しうるもの	6年
人工喉頭	音声機能障害児であつて、喉頭を摘出した者	(笛式) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。(付属品として、気管カニューレを含む。) (電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	4年 (笛式) 5年 (電動式)
人工内耳用イヤーマールド	人工内耳を装着している聴覚障害児	聴覚障害者が容易に使用し得るもの	1年
人工内耳用体外装置	人工内耳を装着し、現に使用している体外装置が装用後5年を経過している聴覚障害者児(ただし、医療保険、動産保険その他の制度で助成の対象となる者は除く。)	音声信号処理装置などの外部装置で容易に使用し得るもの	5年
人工内耳音声 処理装置用電池	人工内耳を装着している聴覚障害児	人工内耳音声信号処理装置用のボタン電池等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、ボタン電池の	(1) — (2) 1年 (3) 3年

			給付と充電機の給付は併給できないものとする。 (1) ボタン電池 (2) 充電機 (3) 充電器	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児	点字により作成された図書	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう機能障害児又は直腸機能障害児でストーマを造設した者	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストーマ用品（皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等）及び洗腸用具	— （洗腸用具は6ヶ月）
	収尿器	高度の排尿機能障害児	脊髄損傷等により排尿障害（特に失禁のある場合など）のある場合に使用されるもの	6ヶ月
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者及び児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、それぞれ原則として学齢児以上の者（排便後の処理が困難な者に限る。））	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 ストーマ装具の例外として、次の者（3歳以上）を対象に、紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）を支給することができるものとする。

- ① 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの
- ② 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの

別表第3（第3条関係） 難病患者等日常生活用具の種類等
（平25告示11・追加）

種目	対象者	性能	耐用年数
便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
居宅生活動	下肢又は体幹機能に障	難病患者等の移動を円滑にする用具で	—

作補助用具	害のある者	設置に小規模な住宅改修を伴うもの	
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの方世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病官患者等が容易に使用し得るもの	5年

別表第4（第7条関係）

（平19告示77・一部改正、平25告示11・旧別表第3線下）

区分	世帯の収入状況等		申請品目に対する自己負担率（定率）	負担上限月額
生活保護世帯	生活保護受給世帯		0円	
低所得世帯	市町村民税非課税世帯		1割	15,000円
中間所得世帯1	市町村民税課税世帯	市町村民税（所得割） 3万3千円未満	2割	24,600円
中間所得世帯2		市町村民税（所得割） 3万3千円以上23万5千円未満		37,200円
一定所得以上1		市町村民税（所得割） 23万5千円以上38万5千円未満	3割	なし
一定所得以上2		市町村民税（所得割） 38万5千円以上	全額	